

令和2年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の創設について

- 資料1 「(仮称) 川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)に関するパブリックコメント手続の実施結果について
- 資料2 川崎市パートナーシップ宣誓制度について
- 資料3 川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱
- 資料4 川崎市パートナーシップ宣誓制度に関する手引

市 民 文 化 局

(令和2年6月15日)

「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

この度、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止めることとし、その宣誓の事実を公的に認める「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設するため、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、27通（意見総数71件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について
意見の募集期間	令和2年4月10日(金)から令和2年5月11日(月)まで(32日間)
意見の提出方法	電子メール(ホームページ専用フォームを含む。)、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより(令和2年4月21日・5月1日号掲載) ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、 図書館、市民館、公文書館、市民文化局人権・男女共同参画室 </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、 図書館、市民館、公文書館、市民文化局人権・男女共同参画室 </div>

3 結果の概要

意見提出数		27通
(内訳)	電子メール(ホームページ専用フォーム含む)	25通
	ファックス	1通
	郵送	1通
	持参	0通
意見総数		71件

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、パートナーシップ宣誓制度の創設に賛同する御意見や、同制度の自治体間における相互連携に関する御意見などが寄せられました。

お寄せいただいた御意見については、制度（案）の趣旨に沿ったもののほか、制度（案）に対する要望や今後の参考とするものであったことから、制度（案）については、必要な時点修正及び所要の整備を行い、「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 制度全般に関すること		24				24
(2) 制度の内容に関すること		11	8	18		37
(3) 期待される効果に関すること		3				3
(4) その他			5		2	7
合計		38	13	18	2	71

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 制度全般に関すること (24件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	パートナーシップ宣誓制度の創設に賛成する意見 (同趣旨ほか12件)	<p>パートナーシップ宣誓制度は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。</p> <p>この制度の創設により、性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として取り扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待するとともに、引き続き、当事者の抱える生きづらさの解消に向けて、当事者の生活上の障壁を取り除く取組を進めてまいります。</p>	B
2	パートナーシップ宣誓制度の創設は、多様な価値観を認め合い、多様性に彩られたまちづくりを推進していくことに大いに寄与するものであり期待している。 (同趣旨ほか3件)		
3	パートナーシップ宣誓制度の創設に当たり、得られる効果が注目されがちであるが、公的機関がカップルであるとの宣誓を受け止めるということが当事者にとっての大きな効果である。		
4	性的マイノリティの当事者として、パートナーシップ宣誓制度の創設を大変うれしく思う。もし小学校や中学校の時に、同性同士の関係性が、川崎市に認められているということを教えられていたら、どんなにうれしく、安心できただろうと思う。 (同趣旨ほか2件)		
5	性的マイノリティの子どもを持つ親として、性的マイノリティの方々の人権には、多大な関心があり、パートナーシップ宣誓制度は、子供の生きる力になる第一歩であり、制度が創設されることについて、大変うれしく思う。生きづらさを感じている当事者は川崎市に居場所を見出すことができると思う。 (同趣旨ほか2件)		

(2) 制度の内容に関すること (37件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
6	パートナーシップ宣誓制度が差別の解消を目的にしたものであることを明確にするため、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく制度であることを明記すべきである。	この制度は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、創設するものであり、実施根拠となる要綱に定めてまいります。	B
7	性的マイノリティ当事者のみの制度とせず、性的指向・性自認に基づいて、不当な不利益を被る人々のための制度であることを明記してほしい。	この制度では、パートナーシップの定義として、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう」としていることから、宣誓者の要件として、性的マイノリティ当事者のみが宣誓をすることができるものとはしていません。	D
8	パートナーシップの定義について、双方だけではなく、一方が性的マイノリティの場合や、異性間の2人を含んでいる点が良い。 (同趣旨ほか1件)	この制度では、パートナーシップの定義として、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう」としており、同性間をはじめ、様々な性的マイノリティの方々が利用できる制度としています。 また、外国人の性的マイノリティ当事者も、利用できるものです。	B
9	外国籍の人や、同性間カップルに限らずトランスジェンダーやエックスジェンダーなど幅広い人たちが利用できる制度としてほしい。		
10	性的マイノリティ当事者のみならず事実婚も対象にしたパートナーシップ宣誓制度を創設する自治体が増えてきた中、事実婚を対象にしないのが残念である。 (同趣旨ほか4件)	この制度は、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。 川崎市では、現行法の枠組みの中で、対応ができないカップル(同性愛者)や、いわゆる「トランスジェンダー」といわれる方々などを、制度の対象としてまいります。 「事実婚」については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、公営住宅に入居できるなど、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例も見受けられることから、今般、この制度の対象に、「事実婚」を含めることについては、その趣旨に沿わないものと判断したところです。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
11	<p>宣誓することができる者に、転入予定者も含んでいる点が良い。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>御意見のとおり、この制度では、①二人とも川崎市民であることのほか、②一人が川崎市民であり、もう一人が、市外から市内に転入を予定していることや、③二人とも市外から市内に転入を予定していることのいずれかに該当していることを、宣誓者の要件の一つとしています。</p>	B
12	<p>「当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること」が宣誓の当事者たる条件とされているが、「パートナーシップを有しない者」ではなく、「パートナーシップ宣誓を行っていない者」と表記してほしい。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この制度では、パートナーシップの定義として、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう」としていることから、宣誓時に、当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であることを、宣誓者の要件の一つとしています。</p>	D
13	<p>宣誓に当たり、戸籍謄本の提出を義務付けていない点が良い。</p>	<p>この制度では、宣誓者の要件の一つである配偶者のない者であることを証明する書類を、宣誓者が提出するものとしていますが、戸籍謄本・抄本に限定せず、独身証明書等の提出も受け付けてまいります。</p>	B
14	<p>パートナーシップ宣誓制度の届出等は、平易な格式ばらないようにした方がよい。</p>	<p>宣誓に必要な書類については、他都市における取組事例も参考にしながら、当事者の負担軽減を図ったものとしています。</p>	D
15	<p>宣誓時のプライバシー確保やアウトティングの防止等に最大限の注意を払っていただきたい。</p>	<p>性的指向・性自認に関する情報については、個人情報であることを認識し、適正に取り扱ってまいります。 宣誓時には、原則、個室で対応することにより、プライバシーを確保するとともに、アウトティングがなされないよう、その防止に留意してまいります。</p>	D
16	<p>パートナーシップ宣誓制度の窓口業務に当たる職員は、正規の専門職員とすべきである。</p>	<p>受付業務については、この制度の所管部署の職員により、適切に対応してまいります。</p>	B
17	<p>宣誓したことの記念としたり、転出先での民間サービスを受けるときにスムーズになるケースも考えられるため、市外転出に伴う受領証の返還義務をなくしてほしい。</p>	<p>この制度では、受領証等の返還の要件に該当する際、宣誓者が利用できるサービスを不正に利用し続けることがないように、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を返還することとしています。 なお、宣誓時に、川崎市から交付した「パートナーシップ宣誓書の写し」については、返還の必要はありません。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
18	「宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき」に受領証を返還する あるが、受領者の一方のみの意思と 手続によって行えるようにしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	この制度では、宣誓に係るパートナー シップが解消されたときは、返還事由に 該当するため、受領証及び双方の受領 証カードを返還していただくこととし ていますが、二人そろっての申出を必 須の要件とはしていないため、個々の ケースに応じて、適切に対応してまい ります。	D
19	パートナーシップ宣誓制度について、 定期的なチェックについては、望まし くない。	宣誓者の要件を充足しなくなった場合 に、利用できるサービスを、宣誓者が不 正に利用し続けることがないように、 現況確認を実施してまいります。	D
20	受領者に対して、不公平・不適切な 対応を行った事業者への指導や事業 者名の公表を行ってほしい。 (同趣旨ほか1件)	この制度は、性的マイノリティ当事者 自身が人生のパートナーであることを 宣誓することにより、パートナーとし て共に生活をしていきたいというカ ップルの気持ちを川崎市が受け止め、 その宣誓の事実を公的に認めるもの であり、法的な権利の発生や、義務 の付与を伴うものではないことから、 事業者名の公表等はいりませんが、 この制度の趣旨が適切に理解され、 利用者に対して公平かつ適切な対応 が行われるとともに、利用者が受け るサービスが拡大していくよう、そ の周知啓発に努めてまいります。	D
21	パートナーシップ宣誓制度について は、婚姻とは異なり、法的な権利・ 義務は発生せず、法的な効力は有し ないとしているが、婚姻と同様に法 的な効力を有するようすべきである。	結婚は、民法に基づく制度であり、 相続権や、税金の控除、親族の扶養 義務など様々な法律上の権利や義務 が発生します。 この制度は、性的マイノリティ当事 者自身が人生のパートナーであるこ とを宣誓することにより、パートナ ーとして共に生活をしていきたいと いうカップルの気持ちを川崎市が受 け止め、その宣誓の事実を公的に認 めるものであり、法的な権利の発生 や、義務の付与を伴うものではない ことから、市の内部規定である要綱 に基づき、実施してまいります。	D
22	実生活上の効力を高めるため、要綱 ではなく、条例で制定してほしい。	都市間連携については、当事者の負 担軽減に繋がることから、川崎市と 同様の制度を導入している自治体と の連携について、検討を進めてまい ります。	C
23	類似の制度を導入している自治体 と、自治体間の相互連携を図ってほ しい。 (同趣旨ほか4件)	御意見のとおり、この制度では、性 別違和などを理由に日常生活におい て通称を使用している場合で、市長 が特に必要と認めるときは、利用者 は通称を使用することができるもの としています。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
25	市民や事業者によって不適切な対応を受けた受領者又は宣誓に当たって疑問や不安を抱える市民への相談窓口を設置してほしい。 (同趣旨ほか1件)	宣誓制度に係る相談については、この制度の所管部署において、電話相談等により、適切に対応してまいります。	B
26	学校教育の中でも、パートナーシップ宣誓制度についての説明をしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	学校教育の場においては、これまでも、性の多様性への理解を含む人権尊重教育を全ての教育活動の基盤として位置付け、豊かな人間関係を育む教育を進めており、引き続き、お寄せいただいた御意見の趣旨を踏まえ、その取組を進める中で、参考にしてまいります。	C
27	性的マイノリティ当事者が一定程度含まれているという前提での青少年への教育プログラムを実施すべきである。		

(3) 期待される効果に関すること (3件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
28	パートナーシップ宣誓制度により、住居の問題、医療へのアクセスの問題及び企業の福利厚生への対応が進むことを期待する。	この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者が受けるサービスが拡大していくよう、市民や事業者に対して、その周知啓発に努めてまいります。	B
29	財産相続や保険加入などの当事者が受けるサービスの拡大が期待できる。		
30	パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を進めることで、性的マイノリティへの理解が深まり、権利保障の動きがより一層進むことを願っている。	この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者に対して、その周知啓発に努めてまいります。	B

(4) その他 (7件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
31	宣誓は行政へのカミングアウトであり、自治体として職員へのサポートを率先して行うべきである。	これまでも、職員に対しては、性的マイノリティの理解を深めるための研修を実施していますが、お寄せいただいた御意見の趣旨を踏まえ、人権意識のより一層の向上に繋がるよう、引き続き、その充実に努めてまいります。	C
32	市職員が共通の認識をもって性的マイノリティ当事者に対する市民サービスを提供できるよう繰り返し職員研修を実施すべきである。		
33	性的マイノリティ当事者や家族といった市民に対する相談体制の強化をすべきである。	川崎市では、平成22年5月、全国に先駆けて相談窓口を設置し、現在、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく取組を進めており、お寄せいただいた御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、性的マイノリティに関する相談体制の充実に努めてまいります。	C
34	性的マイノリティについて、市長が語る車座などの開催を希望する。	これまでも、性的マイノリティに対する理解促進に向けて、市民の皆様方も受講可能な企業向け「LGBTセミナー」や、「かわさき人権フェア」の開催などの取組を進めてきましたが、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき、お寄せいただいた御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、より効果的な取組となるよう、その充実に努めてまいります。	C
35	パートナーシップ宣誓制度の創設を契機として、さらに性的マイノリティに関する理解促進の取組に力を入れるべく、近隣自治体と連携したイベントの実施等に取り組んでほしい。		
36	電子メールで意見を提出する場合、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレスの全てを入力しないとエラーが出てしまうが、今回のように、ナーバスな問題への意見募集時は特に配慮してほしい。	住所、電話番号等については、お寄せいただいた御意見の具体的な内容を確認する際の必要性から記載していただくことを基本としていますが、今回、お寄せいただいた御意見の趣旨を踏まえ、記載事項については、個別の事案に応じて、適切に対応してまいります。	E
37	事実婚についても、結婚しているカップルと同じ法的な権利・義務を有するよう、法律でもあってほしい。	法律については、国の所管となり、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なります。	E

川崎市パートナーシップ宣誓制度について

1 趣旨

本市では、令和元年12月、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を制定いたしました。

こうした中、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、他都市における取組事例を調査研究するとともに、附属機関である「川崎市人権施策推進協議会」からの「答申」の内容等を踏まえ、この度、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止めることとし、その宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設いたします。

※本制度は、宣誓を行った当事者に、法的な権利の発生や、義務の付与を伴うものではありません。

2 人権施策推進協議会の審議(答申)の状況

令和2年3月25日、性的マイノリティの人々の人権に関して、「川崎市人権施策推進協議会」がとりまとめた「答申」は、「Ⅰ 関連制度の創設等について」、「Ⅱ 差別の禁止について」、「Ⅲ 当事者や家族へのサポートについて」、「Ⅳ 啓発活動について」の4章建て10項目から構成されており、その中の項目1では、「(仮称)川崎市パートナーシップ制度」を創設するべきである」と明記されています。

(理由)

- ◆ 法律上、存在しないかのような扱いになっている性的マイノリティのカップルについて、川崎市としてその存在を受け止める制度を創設するべきである。
- ◆ 公的に認証することは、性的マイノリティを理由とする差別の解消や啓発、また当事者等への支援にとって効果的である。
- ◆ 対象となるカップルや具体的な手法等は、他都市における制度導入状況を参考にした上で、制度の設計を行うことが望ましい。

3 定義

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。
*戸籍上、異性間の2人を含む。いわゆる「事実婚」は除く。
- (2) 宣誓 2人の者が市長に対し、パートナーシップを有することを誓うことをいう。

4 宣誓をすることができる者

- ・宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 成年に達している者であること。
 - (2) 市内に住所を有する者又は転入（新たに本市の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定している者であること。
 - (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓をするときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
 - (4) 宣誓に係るパートナーが民法（明治29年法律第89号）第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により婚姻をすることができない者でないこと。

5 必要書類

- (1) 宣誓をするときにおいて、宣誓者が市内に住所を有する場合にあっては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）以前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 宣誓者が転入を予定している場合には、その旨が確認できる書類
- (3) 配偶者のない者であることを証明する書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 本人確認書類（運転免許証等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

6 宣誓の方法

- ・宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約の上、2人で制度所管部署に来庁し、市職員の面前において、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書」を自ら記入し、必要書類を添えて、市長に提出する。

7 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード
- (3) パートナーシップ宣誓書の写し
*原則、即日交付といたしますが、提出書類の不備等がある場合には、後日の交付といたします。

8 受領証の返還

- ・上記の受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、当該受領証等を返還する。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
 - (4) 「4 宣誓をすることができる者」の(3)又は(4)に該当しなくなったとき。
 - (5) 受領証等の返還を希望するとき。
 - (6) その他市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- ・市長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき又は「4 宣誓をすることができる者」の要件に該当しないと認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。
- ・市長は、受領証等が返還されたとき又は受領証等が返還されたものとみなしたときは、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

9 重複宣誓等への対応

- ・制度対象となる起点の行為が、カップルの自己申告によるため、重複宣誓等の不正を防止する必要があることから、受付窓口を制度所管部署に一元化し、また、定期的に、宣誓者の要件の充足について、確認を実施する。

10 期待される効果

- ・市営住宅への入居、病院における医療行為の説明及び同意、携帯電話会社の家族割の適用、生命保険会社の保険金の受取人指定など、当事者が受けるサービスの拡大が期待される。
- ・市は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。

11 その他

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻と異なり、法的な権利・義務は発生せず、法的な効力を有しない。
- (2) 宣誓、受領証等の発行による手数料はかからない。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担とする。
- (3) 市長が特に認める場合は、通称を使用することができる。
- (4) 受領証等を紛失した場合の再交付の申請や、住所又は氏名の変更届について定める。

～ 今後のスケジュール等 ～

令和2年4月10日～5月11日	パブリックコメント手続の実施
令和2年6月15日	文教委員会への報告（パブリックコメント手続の実施結果の報告） 川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱の制定・公表
令和2年7月1日	川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱の施行（制度施行）

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）に基づき、人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 2人の者が市長に対し、パートナーシップを有することを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者又は転入（新たに本市の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 宣誓に係るパートナーが民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。

(宣誓)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を予約の上、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) 宣誓をする場合において、宣誓者が市内に住所を有するときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）

(2) 宣誓者が転入を予定している場合には、その旨が確認できる書類

(3) 配偶者のない者であることを証明する書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、市長に対して当該宣誓者が本人であることを示す書類として、次に掲げる書類のうちいずれかのもを提示するものとする。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他法令の規定により交付された書類であって、本人の写真のあるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類

3 宣誓者は、転入を予定している場合には、確認書に記入した転入を予定している日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

4 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

(通称の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあつては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

(交付等)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書及び確認書の提出があつた場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式）（以下「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。ただし、宣誓者が転入を予定している場合には、第4条第1項第1号に掲げる書類の提出があつた後に受領証等を宣誓者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証等に記載するものとする。

(紛失等による再交付の申請)

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があつた場合において、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されているときは、受領

証等を再交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 受領者は、氏名（通称を含む。）又は住所に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓事項変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還の届出等)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第7号様式）に受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。

(4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(5) 受領証等の返還を希望するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 市長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき又は第3条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときは、前項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

3 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときは、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書の保存期間)

第10条 市長は、宣誓書を宣誓日から30年間保存する。

(啓発)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 川崎市長

私たちは、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップを有することを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名)

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書

(宛先) 川崎市長

私たちは、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

要 綱	確認事項 (該当するものは□に「レ」を付けてください。)
第2条第2号	【関係性】 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した関係であること。 □
第3条第1号	【年齢要件】 宣誓日において、成年に達している者であること。 □
第3条第2号	【住所要件】 次のいずれかに該当すること。 ① 双方が市内に住所を有している。 □ ② 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。 □ ③ 双方が市内へ転入を予定している。 □ ※転入予定の場合 (上記②③) は、転入予定者及び転入予定日を記載してください。 転入予定者 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者 (転入予定日 年 月 日)
第3条第3号	【独身等要件】 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。 □
第3条第4号	【婚姻不可要件】 宣誓に係るパートナーが民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。 □

注) 転入予定の場合は、転入予定日から14日以内に、要綱第4条第1項第1号に掲げる書類を提出すること。

(表)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

宣 誓 日 _____ 年 月 日

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを期待しています。

川崎市長



(裏)

○注意事項

- 1 この受領証は、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、川崎市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
 - (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者であることに該当しなくなったとき。
 - (5) 宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であることに該当しなくなったとき。
 - (6) 受領証等の返還を希望するとき。
 - (7) その他市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 3 次の場合は、受領証等の交付番号を公表することがあります。
 - (1) 上記2により受領証等の返還があったとき。
 - (2) 市長が、パートナーシップを有しないと認めるとき又は宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。

○通称を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称		
戸籍上の氏名等		

この受領証を提示された方へ

川崎市では、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

この受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した関係であると宣誓されたことを川崎市として証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

(発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)

第4号様式

(表面)

第 _____ 号	
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
氏名 _____	氏名 _____
_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生
	宣誓日 _____ 年 月 日 川崎市長
	印

(裏面)

このカードは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、 継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した関係であると宣誓 されたことを川崎市として証するものです。 法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた 方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。 (発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)	
戸籍上の氏名等(通称を使用している場合)	
本人	パートナー
【緊急連絡先】(記入は自由です。)	
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー 連絡先 _____	本人 自署 _____

備考

寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(宛先) 川崎市長

パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの再交付を受けたいので、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

【再交付を希望するもの】(該当するものに「レ」を付けてください。)

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領証カード

【再交付を希望する理由】(該当するものに「レ」を付けてください。)

- 紛失
- 毀損
- その他 ()

年 月 日

※再交付を希望する方に「レ」を付けてください。

氏 名 _____ _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____

パートナーシップ宣誓事項変更届

(宛先) 川崎市長

次のとおり変更があったので、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、届け出ます。

【変更後の内容】

氏 名	
住 所	

年 月 日

※変更する方に「レ」を付けてください。変更前の内容を記載してください。

氏 名 _____ _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名)

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

(宛先) 川崎市長

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還します。

【返還の理由】(該当するものに「レ」を付けてください。)

- 宣誓に係るパートナーシップを解消した。
- 宣誓者の一方が死亡した。
- 宣誓者の一方又は双方が市外に転出した。
- 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいること又は宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当した。
- 宣誓に係るパートナーが民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者に該当した。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____



川崎市パートナーシップ宣誓制度に関する手引

川崎市

令和2（2020）年6月

目 次

1	宣誓制度の目的	1
2	パートナーシップの定義	2
3	宣誓をすることができる方	2
4	宣誓の手続フロー	3
5	宣誓に必要な書類	4
6	「宣誓書受領証」等の再交付	6
7	氏名等の変更があった場合	6
8	「宣誓書受領証」等の返還	7
9	Q&A	9

【参考】

- ・川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱
- ・パートナーになれない親族
- ・第3期川崎市人権施策推進協議会 答申（概要）

1 宣誓制度の目的

川崎市では、令和元年12月、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を制定いたしました。

こうした中、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、他都市における取組事例を調査研究するとともに、附属機関である「川崎市人権施策推進協議会」からの「答申」の内容等を踏まえ、この度、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止めることとし、その宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設いたします。

これにより、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを期待しています。

2 パートナーシップの定義

川崎市におけるパートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう」ものとします。

3 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件のいずれにも該当している必要があります。

(1) 成年に達している者であること。

満20歳以上の方（民法の改正により、令和4（2022）年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。）

(2) 市内に住所を有する者又は転入を予定している者であること。

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。

(4) 宣誓に係るパートナーが民法の規定により婚姻をすることができない者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係）でないこと。

- ◆直系血族…祖父母、父母、子、孫等
 - ◆三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
 - ◆直系姻族…子の配偶者、配偶者の祖父母、父母、子、孫等
- ※「パートナーになれない親族」(23ページ参照)

4 宣誓の手続フロー

(1) 事前予約

- ・宣誓を希望する日の3月前から7日前までに電話で事前予約してください。
- 【受付】市民文化局人権・男女共同参画室 (044) 200-2316
月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く。)
8時30分～12時00分、13時00分～17時15分
川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

(2) パートナーシップ宣誓(場所:市民文化局人権・男女共同参画室)

- ・事前予約した日時に、必ず、お二人でお越しください。
- ・プライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。
- ・「5 宣誓に必要な書類」に記載の必要な書類を持参してください。
- ・市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書」に記入(署名)してください。

(3) 「宣誓書受領証」等の交付

- ・書類に不備がない場合には、次のものを即日交付いたします。
 - 「パートナーシップ宣誓書受領証」
 - 「パートナーシップ宣誓書受領証カード」
 - 「パートナーシップ宣誓書の写し」
- *事務作業のため、1時間程度のお時間をいただきます。
- *書類に不備がある場合には、後日、改めて、手続をお願いすることがあります。
- *宣誓時に、転入予定の場合には、転入予定日から14日以内に必要な書類を提出してください。この場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付は、必要な書類の提出後になります。

5 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書」への記入（署名）のほか、要件確認と本人確認のため、次の書類が必要です。

（１）「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

- ・ 宣誓日以前3月以内に交付された「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をお一人1通ずつ（お二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通）提出してください。
- ・ 本籍、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は必要ありません。

（２）転入予定の場合には、その旨が確認できる書類

- ・ 「転出証明書」、「売買契約書の写し」、「賃貸借契約書の写し」等を提出してください。

（３）配偶者のない者であることを証明する書類

- ・ 宣誓日以前3月以内に本籍地の市区町村から交付された「戸籍抄本」又は「独身証明書」をお一人1通ずつ提出してください。
- ・ 外国人の場合は、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」（宣誓日以前3月以内に発行されたもの）等に、日本語訳を添えて提出してください。

（４）本人確認ができる書類

- ・ 本人確認ができる具体的な書類の例は、次のとおりです。
「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示でよいもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • 写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) • 旅券(パスポート) • 個人番号カード(マイナンバーカード) • 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 • 海技免状 • 小型船舶操縦免許証 • 電気工事士免状 • 宅建建物取引主任者証 • 教習資格認定証 • 船員手帳 • 戦傷病者手帳 • 身体障害者手帳 • 療育手帳 • 在留カード又は特別永住者証明書 (平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> • 写真の貼付のない住民基本台帳カード • 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証 • 共済組合員証 • 国民年金手帳 • 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 • 共済年金又は恩給の証書 • 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの (左記に掲げる書類を除く。)</p> <p>(「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、御注意ください。上段の証明と組み合わせで提示してください。)</p>

6 「宣誓書受領証」等の再交付

「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の紛失等により再交付を受けたいときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。この場合、前記「5 宣誓に必要な書類」の（４）に記載の書類の提示が必要です。再交付は宣誓日から30年以内であれば可能です。

7 氏名等の変更があった場合

（１）「氏名（通称を含む。）」又は「住所」の変更があったときは、速やかに、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。この場合、氏名（通称を含む。）の変更にあっては、前記「5 宣誓に必要な書類」の（４）に記載の書類の提示が、住所の変更にあっては、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」の提出が必要です。

（２）氏名（通称を含む。）の変更に限り、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を再交付します。再交付は宣誓日から30年以内であれば可能です。

8 「宣誓書受領証」等の返還

(1) 次のいずれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。

- ① 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
- ② 宣誓者の一方が死亡したとき。
- ③ 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- ④ 前記「3 宣誓をすることができる方」の(3)又は(4)の要件に該当しなくなったとき。
- ⑤ 「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の返還を希望するとき。
- ⑥ 市長が「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の返還が必要と認めるとき。

(2) 市長は、お二人がパートナーシップを有しないと認めるとき又は前記「3 宣誓をすることができる方」の要件に該当しないと認めるときは、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」が返還されたものとみなすことがあります。

前記（１）又は（２）の場合には、川崎市のホームページ上に、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の交付番号を公表します。

9 Q&A

Q1 結婚制度と「パートナーシップ宣誓制度」との違いは何ですか？

A1 結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方で、川崎市が実施する「パートナーシップ宣誓制度」は、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。

この制度は、川崎市の内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法律上の権利や義務は発生しません（法的効力を有しません。）。

Q2 法的効力を有しないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として取り扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。

詳しくは、公証役場にお問い合わせください。

川崎公証役場 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 3-1 NMF川崎東口ビル1 1階 044-222-7264（代表）

Q4 「パートナーシップ宣誓制度」の利用に際し、プライバシーは守られますか？

A4 宣誓時には、プライバシー保護のため、原則、個室での対応といたします。また、提出していただく必要な書類や、それに記載されている内容等の個人情報については、外部に提供することはありません。

Q5 宣誓に費用はかかりますか？

A5 「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓時に、提出していただく必要な書類の交付手数料などは、自己負担になります。

Q6 「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は即日交付されますか？

A6 書類に不備がなく、要件に適合していると認められる場合には、即日交付します。

ただし、事務作業のため、1時間程度のお時間をいただきますので、御了承ください。

Q7 通称を使用できますか？

A7 性別違和など市長が特に必要と認める場合には、使用することができます。通称の使用を希望する場合、日常生活において通称を使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、法人が発行した身分証明証など）を宣誓時に提示してください。

通称を使用した場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の裏面に戸籍上の氏名（外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるもの）を記載します。

Q8 市民でないと宣誓できませんか？

A8 市内に転入予定の場合には、宣誓できます。

宣誓できる住所要件は、次のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 二人とも川崎市民であること。
- ② 一人が川崎市民であり、もう一人が、市外から市内に転入を予定していること。
- ③ 二人とも市外から市内に転入を予定していること。

なお、市内に転入予定の場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の交付は、市内に転入したことを証明する「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」の提出後になります。

Q9 同居していないと宣誓できませんか？

A9 必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した関係であることが必要です。

Q10 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A10 二人が養子と養親の関係にある場合には、宣誓できません。

ただし、養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

Q11 事実婚のカップルは宣誓できますか？

A11 宣誓できません。この制度は、性的マイノリティ当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。

川崎市では、現行法の枠組みの中で、対応ができないカップル（同性愛者）や、いわゆる「トランスジェンダー」といわれる方々などを、制度の対象としています。

「事実婚」については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、公営住宅に入居できるなど、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例も見受けられることから、今般、この制度の対象に、「事実婚」を含めることについては、その趣旨に沿わないものと判断したところで

す。

Q12 外国人だと宣誓できませんか？

A12 外国人も宣誓を行うことができます。外国人の場合には、宣誓に必要な書類として、本国の大使館又は領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」（宣誓日以前3月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q13 外国で同性婚をしているカップルだと宣誓できませんか？

A13 日本国内では、婚姻が成立していませんので、宣誓を行うことができます。必要な書類などの詳細については、制度所管部署にお問い合わせください。

Q14 市外に転出する場合には、どうすればよいですか？

A14 一方又は双方が市外に転出する場合には、宣誓者の要件を満たさないこととなりますので、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。

Q15 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

A15 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

ただし、自ら記入ができないと市長が認めるときは、代筆が可能です。

【参考】

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和2年6月15日
2川市人第128号

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）に基づき、人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、パートナーシップの宣誓について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 2人の者が市長に対し、パートナーシップを有することを誓うことをいう。

（宣誓者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者又は転入（新たに本市の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 宣誓に係るパートナーが民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。

（宣誓）

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を予約の上、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書（第2号様式。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 宣誓をする場合において、宣誓者が市内に住所を有するときは、住民票の

写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）

- (2) 宣誓者が転入を予定している場合には、その旨が確認できる書類
 - (3) 配偶者のない者であることを証明する書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓者は、市長に対して当該宣誓者が本人であることを示す書類として、次に掲げる書類のうちいずれかのものを提示するものとする。
- (1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他法令の規定により交付された書類であって、本人の写真のあるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類
- 3 宣誓者は、転入を予定している場合には、確認書に記入した転入を予定している日から14日以内に、第1項第1号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。
- 4 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

（通称の使用）

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認める場合は、宣誓において通称（戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により通称を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提示するものとする。

（交付等）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書及び確認書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式）（以下「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。ただし、宣誓者が転入を予定している場合には、第4条第1項第1号に掲げる書類の提出があった後に受領証等を宣誓者に交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により通称が使用されたときは、本名及び通称を受領証等に記載するものとする。

（紛失等による再交付の申請）

第7条 受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に再交付を申請することができる。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があった場合において、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されているときは、受領証等を再交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 受領者は、氏名(通称を含む。)又は住所に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓事項変更届(第6号様式。以下「変更届」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還の届出等)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第7号様式)に受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- (4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受領証等の返還を希望するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

- 2 市長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき又は第3条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときは、前項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- 3 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたときとみなしたときは、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書の保存期間)

第10条 市長は、宣誓書を宣誓日から30年間保存する。

(啓発)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 川崎市長

私たちは、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップを有することを宣誓し、署名いたします。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

(代筆者)

氏 名 _____

住 所 _____

パートナーシップ宣誓に関する確認書兼同意書

(宛先) 川崎市長

私たちは、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

年 月 日

氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

要 綱	確認事項 (該当するものは□に「レ」を付けてください。)	
第2条第2号	【関係性】 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した関係であること。	□
第3条第1号	【年齢要件】 宣誓日において、成年に達している者であること。	□
第3条第2号	【住所要件】 次のいずれかに該当すること。	
	① 双方が市内に住所を有している。	□
	② 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。	□
	③ 双方が市内へ転入を予定している。	□
	※転入予定の場合 (上記②③) は、転入予定者及び転入予定日を記載してください。 転入予定者 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者 (転入予定日 年 月 日)	
第3条第3号	【独身等要件】 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) のない者又は宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。	□
第3条第4号	【婚姻不可要件】 宣誓に係るパートナーが民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。	□

注) 転入予定の場合は、転入予定日から14日以内に、要綱第4条第1項第1号に掲げる書類を提出すること。

(表)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____ 年 月 日

宣 誓 日 _____ 年 月 日

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを期待しています。

川崎市長



(裏)

○注意事項

- 1 この受領証は、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、川崎市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次の場合は、受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
 - (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者であることに該当しなくなったとき。
 - (5) 宣誓をする時において当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であることに該当しなくなったとき。
 - (6) 受領証等の返還を希望するとき。
 - (7) その他市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 3 次の場合は、受領証等の交付番号を公表することがあります。
 - (1) 上記2により受領証等の返還があったとき。
 - (2) 市長が、パートナーシップを有しないと認めるとき又は宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。

○通称を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称		
戸籍上の氏名等		

この受領証を提示された方へ

川崎市では、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

この受領証は、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にし、又はすることを約した関係であると宣誓されたことを川崎市として証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

(発行：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室)

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(宛先) 川崎市長

パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードの再交付を受けたいので、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

【再交付を希望するもの】(該当するものに「レ」を付けてください。)

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領証カード

【再交付を希望する理由】(該当するものに「レ」を付けてください。)

- 紛失
- 毀損
- その他 ()

年 月 日

※再交付を希望する方に「レ」を付けてください。

氏 名 _____ _____

(通称の場合、

戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____

パートナーシップ宣誓事項変更届

(宛先) 川崎市長

次のとおり変更があったので、川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、届け出ます。

【変更後の内容】

氏 名	
住 所	

年 月 日

※変更する方に「レ」を付けてください。変更前の内容を記載してください。

氏 名 _____ _____

(通称の場合、

戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

(宛先) 川崎市長

川崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを返還します。

【返還の理由】(該当するものに「レ」を付けてください。)

- 宣誓に係るパートナーシップを解消した。
- 宣誓者の一方が死亡した。
- 宣誓者の一方又は双方が市外に転出した。
- 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいること又は宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にあることに該当した。
- 宣誓に係るパートナーが民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者に該当した。

年 月 日

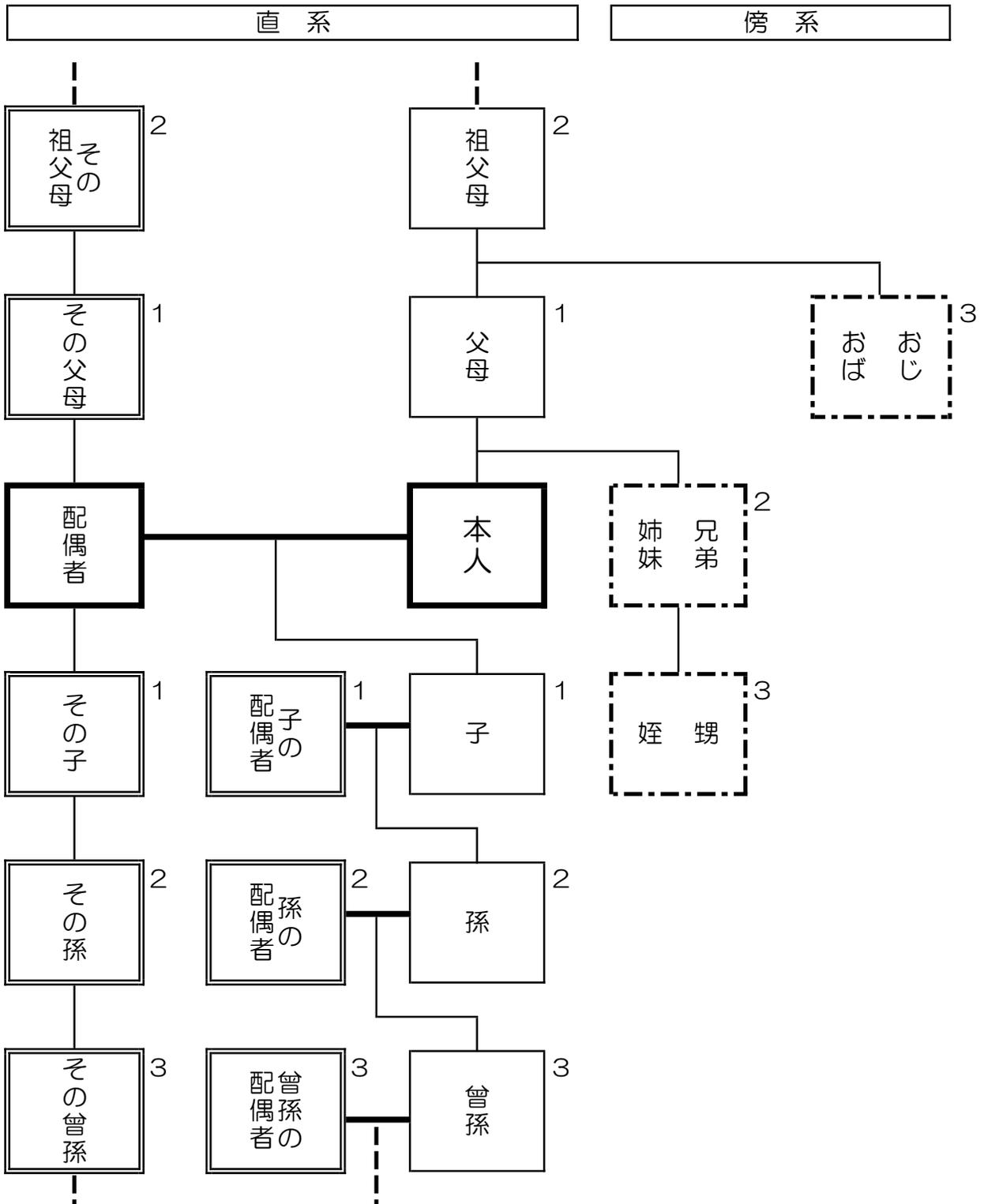
氏 名 _____

(通称の場合、
戸籍上の氏名) _____

※外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

住 所 _____

パートナーになれない親族



※数字は、本人から見た親族間の親等を表しています。

直系姻族

直系血族

三親等内の傍系血族

第3期川崎市人権施策推進協議会（令和2（2020）年3月）

性的マイノリティの人々の人権に関して 一答申（概要）一

I 関連制度の創設等について

項目1 「（仮称）川崎市パートナーシップ制度」を創設するべきである。

法律上、存在しないかのような扱いになっている性的マイノリティのカップルについて、川崎市としてその存在を受け止める制度を創設するべきである。公的に認証することは、性的マイノリティを理由とする差別の解消や啓発、また当事者等への支援にとって効果的である。なお、対象となるカップルや具体的な手法等は、他都市における制度導入状況を参考にした上で、制度の設計を行うことが望ましい。

II 差別の禁止について

項目2 性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露する等の「アウティング」に対する具体的対策を検討するべきである。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、性的指向や性自認に関する不当な差別的取扱いを禁止している。条例の実効性を高めるためにも、性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露することは、重大な人権侵害であるとの大前提に立ち、アウティングに対する具体的な対策を検討する必要がある。同時に、カミングアウトを受けた際、アウティングが発生しないよう、対応の考え方等を広く周知する必要がある。

III 当事者や家族へのサポートについて

項目3 思春期におけるセクシュアリティの問題は、学校でも行政でも、本人の自由を基盤として、権利保護の観点から長期的な視点でサポートすべきである。

思春期は性の多様性に関する「揺らぎ」も生じる時期であることを踏まえ、画一的な対応をするのではなく、本人の自由を基盤として、長期的な視点をもってサポートする必要性を、関係者が改めて認識することが必要である。

項目4 トランスジェンダーの人々の権利保護に関しては、まず本人の性自認を重視し、具体的には個人の状況に対応する適切な措置が必要である。

トランスジェンダーの人々は、それぞれの置かれている状況により、性別の変更を望んでいる人、望んでいるができない人、性別の変更を望んでいない人など様々であり、本人の性自認を重視した対応をする必要がある。

項目5 性的マイノリティの子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスできるためのサポート施策が必要である。

当事者と同様に、親や家族も悩んでいるケースが多い。親や家族が、求めている情報にアクセスしやすくなるよう、市がホームページで適切な情報へ誘導するなどのサポート施策を講じることが必要である。

項目6 性的マイノリティの人々に対する適切な資格を持つ人による相談窓口の開設・充実や、相談活動を行っている団体へのサポートをするべきである。

川崎市ではすでに関連する相談窓口が開設されているが、NPO法人等、市の機関以外の相談窓口との更なる連携を図るとともに、団体間で情報を相互共有するなどのサポートを行うことが必要である。

IV 啓発活動について

(1) 市民・事業者への啓発について

項目7 性的マイノリティの人々の置かれている状況や性の多様性について、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動をするべきである。方法としては、様々な媒体の活用をするべきである。

現在でも川崎市では性的マイノリティに関する啓発活動を実施しているが、性的マイノリティの人々の置かれている状況や性の多様性は多種多様であり、更なる理解促進が必要である。項目1における関連制度の創設や、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行等を契機に、より一層、啓発活動を充実・拡充する必要がある。関連情報の周知、発信及び啓発においては、ホームページはもちろんのこと、紙媒体等も含めた様々な媒体を活用し、多くの人に触れることができるようにするべきである。その際、内容の多言語化や音声化についても留意する必要がある。

項目8 市立図書館などに性的マイノリティに関わる図書を備えるべきである。

性的マイノリティに関する情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館及び市立学校図書館などに関連する図書を積極的に備えるよう対応することが必要である。

(2) 学校における取組について

項目9 子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校において、教師などの子どもに関わる指導者や保護者及び子どもに対する性的マイノリティの人権保護に関する教育、啓発活動及び相談体制の整備を進めるべきである。

学校において、指導者や保護者、子どもに正しい情報が届くよう、教育、啓発活動に取り組むべきである。同時に、子どもたちが相談しやすいような環境の整備についても取り組むことが望ましい。全ての学校にスクールカウンセラーの常駐が必要である。

項目10 子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランスジェンダーの子どもに関して、発達段階を考慮し適切に対応するには、学校において、校長をはじめ、教職員が理解を深めるべきである。

トランスジェンダーの子どもは、それぞれの置かれている状況や発達段階により、必要なサポートが様々である。それぞれの子どもに必要なサポートを適切に把握できるよう、教職員の研修などに取り組む必要がある。

市民文化局 人権・男女共同参画室 案内図



J R川崎駅徒歩 3分

京急川崎駅徒歩 1分

川崎市パートナーシップ宣誓制度に関する手引

川崎市

令和2(2020)年6月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

電話 (044) 200-2316

FAX (044) 200-3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市